## 取 扱 基 準

名 称	新潟市空き家活用推進事業
補助区分	運営費補助 □ 事業費補助 ■
補助金の概要	空き家の利活用の促進を図るため、福祉活動や地域活動、移住定 住、流通促進(住替え・跡地活用)といった市が進める施策にお いて空き家の活用等を行う場合に、費用の一部を補助します。
目標	数値化 ■   非数値化 □
	・活用件数 58件/年間
	〈目標が数値でない場合の評価方法〉
<u>補助事業者</u>	補助事業者の情報について公表します。 ※補助事業者が個人の場合、情報の公表は行いません。 ※事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の 内 容	空き家活用のためのリフォーム工事費(福祉、地域、移住) 空き家の購入費(移住、流通) 空き家の解体費(地域、流通)
補助額 及びその算定方法 又は補助率	○福祉活動活用タイプ 改修工事費の1/3 上限100万円 (耐震改修を行った場合 補助上限額を100万円加算) ○地域活動活用タイプ ・活用…改修工事費の1/3 上限100万円 (耐震改修を行った場合 補助上限額を100万円加算) ・跡地活用・解体工事費の1/3 上限50万円 ○移住定住活用タイプ ・購入…空き家の購入費の1/2 上限75万円 ・リフォーム…空き家の改修工事費の1/2 上限75万円 ・リフォーム・空き家の改修工事費の1/2 上限75万円 ・グニームを行う場合 上記の合計 上限150万円 ○流通促進活用タイプ ・住替え・で空き家の強入費の1/3 上限30万円 (子育て世帯は購入費の1/3 上限30万円 (子育で世帯は購入費の1/3 上限45万円) ・跡地活用・未接道地の土地購入費と解体工事費の1/3 上限50万円 ※解体工事費は空き家の延べ床面積×27,000円で算出した金額を上限とする (法人が申請する場合、対象経費は解体工事費のみ) 〈補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由〉
日日 かム C土 廿日	令和 3年 4月 1日
開始時期	10.12
評価の時期	令和 5年 9月30日
終期	令和 6年 3月31日 (終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による情報の公表	[内容] 補助事業者(個人を除く)は、新潟市からの補助を受けて事業を 実施した旨を記載する。 [媒体] 事業を広報するためのチラシ、ホームページ等
担当部署	建築部 住環境政策課 住環境整備室 電 話 025-226-2813(直通) e-mail jukankyo@city.niigata.lg.jp